

ホームドア整備加速緊急対策事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日
6 都市基交第 2 0 3 2 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、ホームドア整備加速緊急対策事業に要する経費の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することに関し必要な事項を定めることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の更なる加速を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

「ホームドア整備加速緊急対策事業」とは、既存の鉄軌道駅（平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに設置された駅に限る。以下同じ。）に、ホームドア及びそれに付随する固定柵（以下これらを「ホームドア」という。）を整備するため、鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を經營する者及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受けて運輸事業を經營する者（以下これらを「鉄軌道事業者」という。ただし、東京都交通局及び東京地下鉄株式会社を除く。）が実施する事業をいう。

2 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 2 3 年 3 月 3 0 日付国総計第 9 7 号、国鉄財第 3 6 8 号、国鉄業第 1 0 2 号、国自旅第 2 4 0 号、国海内第 1 4 9 号、国空環第 1 0 3 号（以下「国の要綱」という。)) において使用する用語の例による。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、都内に鉄軌道駅を所有する鉄軌道事業者とする。

(補助事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たし、かつ、第 2 項の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- 一 知事が必要と認めるもの
- 二 令和 7 年 6 月 3 0 日までに公表する整備計画で、令和 1 0 年度までに完了することを

公表したもの

三 令和6年度以前に「東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金」の交付を受けていないもの

2 第4条1項記載の満たすべきいずれかの条件は下記のとおりとする。

一 「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方（令和元年9月東京都都市整備局）」（以下「優先整備の考え方」という。）に示した継続する取組に該当する駅における番線とする。

二 「優先整備の考え方」に示した新たな取組のうち、都が認定した駅における番線とする。

三 前2号以外で、下記いずれかの条件を満たす駅のうち、都が認定した駅における番線とする。

（1）前2号と合わせて5駅以上連続してホームドア整備を行う場合

（2）人身事故又は輸送障害が頻発している場合

（補助対象経費）

第5条 ホームドア整備加速緊急対策事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれの事業において対象とする既存の鉄軌道駅におけるホームドアの整備に関する経費のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連附帯工事費（車両改造及び定位置停止装置の費用を含まないものとする。）から寄附金その他収入を控除した額とする。

2 前項の補助対象経費のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としない。

（補助金の交付額）

第6条 ホームドア等整備促進事業に係る補助金の交付額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額を限度とし、かつ予算の範囲内とする。ただし、その内訳にあつては、次の条件を満たすものとする。

ホームドア整備加速緊急対策事業に係る補助金の交付額は、ホームドア1列につき、8,000万円を限度額とする。ただし、第4条第2項第二号に該当するもののうち、特別支援学校の最寄り駅については、ホームドア1列につき、1億7,000万円を限度額とする。

2 前各項の補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（一括設計審査申請及び承認）

第7条 申請者は、ホームドア整備加速緊急対策事業の対象とする全ての番線について、令和7年4月に知事の設計審査（以下「一括設計審査」という。）を受けなければならない。

- 2 一括設計審査を受けようとする者は、第9条の当該事業に係る補助金の交付申請前に、令和7年度から令和10年度における各整備対象番線の供用予定年度、補助金の交付申請予定年度及び補助金の交付申請予定額について、別記第1号様式の一括設計審査申請書及びその他関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 知事は、第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合には、当該一括設計審査を承認し、別記第2号様式の一括設計審査承認通知書により、申請者に通知する。
- 4 一括設計審査の承認を受けた事業に係る各年度の補助金額の算定に当たっては、承認を受けた事業に着手する時点における要綱を適用する。

(一括設計審査の変更)

- 第8条 一括設計審査の承認を得たものは、承認を受けた内容から整備対象番線について変更が生じる場合は、あらかじめ別記第3号様式の一括設計審査変更承認申請書及びその他関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めたときは、速やかに、別記第4号様式の一括設計審査変更承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第9条 補助事業を実施するに当たり、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都から補助金額の内示を受けた後、別記第5号様式の交付申請書及びその他関係書類を添えて、知事に提出するものとする。
- 2 交付申請は年度毎に実施し、交付申請年度に出来高が確定する番線を対象とする。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第10条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めたときは、速やかに補助金の交付及び交付額を決定し、別記第6号様式の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第11条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の計画変更の承認申請)

- 第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第7号様式の補助事業計画変更承認

申請書及びその他関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けるものとする。

「軽微な変更」に該当する場合は、補助事業計画変更承認申請書及びその他関係書類の知事への提出は不要とし、補助要綱第 16 条における実績報告書の関連書類として別記第 8 号様式を添付し、変更の内容を報告すること。

(変更決定及び通知)

第 13 条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めたときは、速やかに、別記第 9 号様式の補助事業計画変更承認通知書により、補助事業者へに通知するものとする。

(事故報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第 10 号様式の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、速やかに事業の状況を報告するものとする。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、速やかに別記第 11 号様式の実績報告書に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告するものとする。

(補助金の交付額の確定及び通知)

第 17 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査に加え、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の内容が第 10 条に規定する補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 12 号様式の確定通知書により補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の請求)

第 18 条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、別記第 13 号様式の請求書により請求するものとする。

(補助金に係る経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿及び証拠書類を備え、収入及び支出を明らかにしておくものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(取得財産等の整理)

第20条 第3条の補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、若しくはその効用を増加した時期又はその所在場所、価格、取得財産等に係る補助金の状況が明らかになるよう整理するものとする。

(書類等の保存)

第21条 第3条の補助対象事業者は、次に掲げる書類等を、第2項で定める期間保存するものとする。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する書類等の保存期間は、補助事業者等が取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「国土交通大臣が定める期間」という。）とする。

(取得財産等の管理等)

第22条 第3条の補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第23条 第3条の補助対象事業者は、取得財産等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに掲げる財産並びに同条第4号及び第5号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る。次項において同じ。）について、国土交通大臣が定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供さないものとする。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、別記第14号様式の財産処分承認申請書により、知事に申請し、承認を得るものとする。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分

時から財産処分制限時間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により鉄軌道事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を都に納付させるものとする。

(実施要領)

第 2 4 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別途実施要領に定めるものとする。

(その他)

第 2 5 条 この要綱に定めるもの及び第 2 4 条に規定する実施要領のほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則(昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限りでその効力を失う。